

警務甲達第25号

平成28年3月29日

〔改正 令和3年3月22日〕

警務甲達第24号

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

### 福井県警察職員の退職管理に関する要綱の制定について

警察職員の再就職については、福井県警察職員の退職管理に関する要綱の制定について（平成28年警務甲達第25号）により運用しているところであるが、このたび、押印等の見直しに伴う関係本部長通達の一部改正について（令和3年警務甲達第24号）が発出されたことに伴い、別添のとおり「福井県警察職員の退職管理に関する要綱」を定めたので、その効果的な運用に努められたい。

別添

## 福井県警察職員の退職管理に関する要綱

### 第1 制定の趣旨

警察職員は、警察法（昭和29年法律第162号）第2条第1項に定められた警察の責務を果たすため、日夜、犯罪の予防、検挙等の活動に取り組んでおり、これら諸活動に従事することにより培われた専門的な知識及び経験を退職後も引き続き地域社会で活かしていくことは、県民の安全、安心の向上を図る上で有益であるが、警察職員の再就職に関しては、県民の不信や疑念を招くことのないよう厳正に対処する必要がある。

### 第2 目的

この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の6第1項の規定に基づき、警察職員の退職管理の適正を確保するために必要な措置を定めることにより、警察職員の再就職の公正性及び透明性を確保することを目的とする。

### 第3 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 公共工事

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第1項に規定する公共工事をいう。

#### (2) 営利企業等

営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人及び特定地方独立行政法人を除く。）をいう。

#### (3) 公共工事入札参加資格企業等

県警察の発注する公共工事の入札に参加する資格を有する営利企業等をいう。

#### (4) 利害関係企業等

警察職員が職務として携わる次に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ次に定めるものをいう。

ア 許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等をいう。以下同じ。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する道路の使用の許可及び自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）に規定する保管場所の確保に関する許認可等は除く。）をす  
る事務

当該許認可等を受けて事業を行っている営利企業等、当該許認可等の申請をしている営利企業等及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである営利企業等

イ 補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び地方自治法（昭和22年法律

第67号) 第232条の2の規定により県警察が支出する補助金をいう。以下同じ。) を交付する事務

当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている営利企業等、当該補助金等の交付の申請をしている営利企業等及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである営利企業等

ウ 立入検査、監査又は監察(法令の規定に基づき行われるものに限る。以下「検査等」という。) をする事務

当該検査等を受けている営利企業等及び当該検査等を受けようとしていることが明らかである営利企業等(当該検査等の方針及び実施計画の作成に関する事務に携わる職員にあっては、当該検査等を受ける営利企業等)

エ 不利益処分(行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分をいう。以下同じ。) をする事務

当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき営利企業等

オ 行政指導(行政手続法第2条第6号に規定する行政指導のうち、法令の規定に基づいてされるものをいう。以下同じ。) をする事務

当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている営利企業等

カ 県警察の締結する売買、貸借、請負その他の契約(以下単に「契約」という。) に関する事務

当該契約を締結している営利企業等、当該契約の申込みをしている営利企業等及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである営利企業等

キ 司法警察職員が職務として行う場合における犯罪の捜査に関する事務

当該犯罪の捜査を受けている営利企業等

#### 第4 反社会的団体等への再就職の禁止

警察職員は、暴力団等取締りの対象としている反社会的団体やこれと密接に係る団体又は営利企業等に再就職してはならない。

#### 第5 在職中の求職活動の規制

1 警察職員(特定地方警務官を除く。)は、現に自己の担当する利害関係企業等に対して、自己の再就職を要請してはならない。

2 警察職員(特定地方警務官を除く。)は、離職する日以前5年以内に公共工事に関する職務に携わっていたときは、公共工事入札参加資格企業等に対して、自己の再就職を要請してはならない。

3 1及び2の規定は、次の各号に掲げる場合には適用しない。

(1) 県警察を退職した者の雇用を希望する団体等からの求めに応じ県警察が適任者として情報提供した警察職員が、当該団体等に自己の再就職を要請する場合

(2) 当該営利企業等への雇用が一般に募集され、その応募者が公正かつ適正な手続により選考される場合において、その応募者になる場合

#### 第6 再就職調書の提出

1 警察職員(特定地方警務官及び管理職職員(福井県職員の退職管理に関する規則(平成28年福井県人事委員会規則第8号)第22条に定める職員)を除く。)は、離職

後に再就職することを約束した場合は、速やかに、再就職調書（別記様式第1号）を本部の警務課長に提出しなければならない。警察職員であった者が離職後2年を経過するまでの間に再就職しようとする場合も同様とする。

2 1の規定は、次に掲げる警察職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用された職員
- (2) 条件付採用期間中の職員
- (3) 非常勤職員（法第28条の5の第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）
- (4) 法38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員
- (5) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号若しくは第18条第1項、福井県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年福井県条例第1号）第3条若しくは第4条又は福井県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年福井県条例第49号）第9条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員

#### 第7 同意書の提出

福井県職員の退職管理に関する条例（平成28年福井県条例第2号。以下「条例」という。）第3条の規定による届出は、再就職に係る公表の同意書（別記様式第2号）を添えて行うものとする。条例第4条の規定による届出を行う場合も同様とする。

#### 第8 再就職状況の公表

条例第3条又は第4条の規定による届出をした者（前条の規定による同意書の提出があった者に限る。）は条例第5条の規定に基づき、福井県が再就職の状況を公表するものとする。

#### 第9 その他

別記様式第1号及び別記様式第2号の保存期限は、当該警察職員が福井県警察を退職した日から会計年度で3年とする。

様式省略